参考様式第5－1号

富 農 第 ３９０ 号
令 和 8 年 10 月 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富士見市長 星野 光弘

市町村名 （市町村コード）	富士見市 （11235）
地域名 （地域内農業集落名）	下南畑・南畑新田地区 （八幡（一部）、鶴新田（一部）、新長（一部）、中丸（一部）、登戸（一部））
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月9日 （第2回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

①当地域は、兼業農家も増加しているため、今後、土地所有農家であっても耕作しない非農家が増加、草刈等の管理仕事を行えず、畦等の共同部分の管理が難しくなると予想されるが、若い人の参入が少ない現状がある。
②所有者と耕作者が異なる割合が高く、遊休農地や耕作放棄地の発生を抑制する必要があり、持続的に農地の利用を図り地域全体で地域農業を維持、保全する仕組みづくりが必要である。
③自作が出来ない人が増えている中で、農地を適切に管理するために人材をどう育成していくか考える必要がある。また、今後、自作が困難となる場合に備えて農地中間管理機構の活用を勧める必要がある。
④農業用機械等の設備投資に一定のコストがかかるが、米作のみでは生活が苦しい状況である。
⑤耕作農地が分散しているため、農地の集積・集約化について検討する必要がある。

【地域の基礎的データ】
農業者:173人、団体経営体（法人・集落営農組織等）1経営体
農業者の平均年齢:72歳
主な作物:水稲

（2） 地域における農業の将来の在り方

①自作（耕作）が困難な状態にある農業者の所有農地について、農地中間管理機構を活用し、地域内の農業を担う者を中心に、農地の集積・集約化を進め、遊休農地化や未管理農地の発生の抑制を図る。
②持続的に農地利用を図り、地域住民、関係機関を協働して農業を含めた地域づくりの取組を実践すると共に、地域全体で地域農業を維持、保全する仕組みづくりを進め、「楽しい農業」を推進する。
③耕作者一人当たりの耕作面積の拡大が見込まれるため、生産効率の向上に寄与する機械の大型化、スマート農業技術の活用による生産効率の向上と新規就農者の確保・育成を進める必要がある。また、農業用機械の共同利用についても同時に検討を進める。
④気候が以前に比べ高温となる日が多くなり、変化してきているため、高温対応品種の導入や作付時期をもう少し遅らせ、上質な米づくりができるよう取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積		63.8 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63.8 ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域の農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域内の農業を担う者を中心に農地の集積・集約化を進める。引き続き、地域内での話合いの推進、関係機関との連携等を図り、認定農業者等、地域内の農業を担う者の情報共有を図る。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地の段階的な集約化を進めるため、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として所有農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
（3）基盤整備事業への取組方針
農業生産効率の向上を図り、かつ、農地の集積・集約化を進めるため、畦畔除去による区画拡大、農道・水路の整備等に取り組むことを検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術等の支援や耕作農地の調整等、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化が期待できる防除作業は、農作業受託組織等への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】